

事務連絡

令和6年3月29日

各（都道府県）
（市町村）
（特別区）

母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

5歳児健康診査マニュアルについて

平素から、母子保健行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度補正予算にて新たに創設した5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）に係る支援事業につきまして、「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和5年12月28日付こ成母発第375号こども家庭庁成育局長通知）により実施要項を定めるとともに、その実施に必要な健康診査問診票等について、「1か月児及び5歳児健康診査支援事業について」（令和5年12月28日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）でお示したところです。

今般、5歳児健診の実施に当たり参考としていただくため、こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」（研究代表者：永光 信一郎）において、別添のとおり、5歳児健康診査マニュアル（以下「マニュアル」という。）が作成されましたので、お知らせします。マニュアルには、5歳児健診の実施に向けた準備及び体制についてや、健診における診察内容の詳細、専門相談の具体例に加え、地域のフォローアップ体制における保健・医療・福祉・教育の連携について記載されています。

5歳児健診を実施する市町村（特別区を含む。）においては、内容についてご了知いただき、5歳児健診を実施するための地域の実情に応じた体制整備に遺漏なきよう努めるとともに、関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

また、都道府県においては、5歳児健診の実施体制の整備に係る広域的な調

整の実施等をよろしくお願いします。

なお、5歳児健診の実施に当たって、保健、医療、福祉、教育の各分野における地域のフォローアップ体制の整備及び分野間の連携体制について、関係者に求められる役割については、「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」（令和6年3月29日こども家庭庁成育局保育政策課長・保育政策課認可外保育施設担当室長・成育基盤企画課長・母子保健課長、支援局障害児支援課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・特別支援教育課長・健康教育・食育課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長・障害福祉課長、保険局医療課長連名通知）を併せて参照ください。

（別添） 5歳児健康診査マニュアル